

令和2年10月12日

管理監、教育長、消防長
各部局長、各管理者

市長

令和3年度当初予算編成について

1. 基本的な取り組み姿勢

本市では、令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症による危機を市民一丸となって乗り越えるため、市民一人一人の徹底した感染防止対策とともに、保健所及び医療機関をはじめとする感染防止対策、臨時休校によって生じた課題への対応、事業継続・雇用継続への支援などに対して迅速かつ積極的な取り組みを行ってきた。

令和3年度（2021年度）は、先行きが不透明な中、感染拡大と一定の収束を繰り返す現在の状況が当面続くものと想定し、引き続き市民生活や事業活動を守り抜くとともに、新しい生活様式への対応、就労・雇用対策、地域経済の回復などの試練を迎えることとなる。

各部局においては、新型コロナウイルス感染症がもたらした甚大な影響によって、かつてないほど市民から行政による支援が期待されていること、また、刻一刻と変化する感染状況等を踏まえ、臨機応変に先手を打っていく施策・事業が求められていることを強く認識し、当面考え得る新型コロナウイルス感染症への対策をできる限り当初予算に盛り込むとともに、年度途中の方針変更や補正予算の編成も視野に入れた機動的な予算対応を心掛けてもらいたい。

一方、コロナ禍にあっても、総合計画（2020～2029年度）に掲げる4つの将来都市像と基本目標、10年後の未来（5つの目指す姿）に向かって、推進計画事業や主要事業について内容、スケジュール等を柔軟に見直しながら、着実な進捗を図っていくものとする。

2. 本市の財政状況

(1) 令和元年度決算

令和元年度決算では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、公共施設等の臨時休業による令和2年3月分の使用料の減などがあったものの、景気悪化による市税の減収は令和2年度以降から反映する見込みのため、令和元年度決算への影響は軽微に留まったところである。

歳入では、法人市民税が、大規模法人の会社分割等による特殊要因のあった前年度の132億円から70億円減少して62億円となる一方、固定資産税が、大型設備投資による償却資産の増収などに伴い前年度の359億円から57億円増加して416億円となったことなどから、市税収入全体で、前年度の783億円から8億円減少して775億円となり、過去最高額であった前年度に次ぐ高い水準を維持した。

地方交付税については、平成28年度から引き続き不交付団体となり、旧楠町との合併特例の段階的な経過措置として9割縮減後の普通交付税83,539千円の交付を受けたが、令和元年度を最後に合併特例の経過措置は終了している。

歳出では、退職手当の減少などにより人件費が前年度から3億円の減、市債の発行抑制などにより公債費が前年度から4億円の減となった一方で、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化などにより扶助費が前年度から17億円の大幅増となったため、義務的経費全体では、前年度の498億円から10億円の増となり、508億円と増加に転じている。

投資的経費については、国体関連の運動施設整備や小中学校普通教室の空調設備整備、文化会館の大規模改修などの大型投資事業の実施に伴い、前年度の177億円から47億円増加して224億円となり、過去10年間のうち、四日市市クリーンセンター整備の最終年度であった平成27年度の229億円に次ぐ高い水準となった。

他にも、企業会計等を含む市全体の市債残高が令和元年度末1,567億円と前年度末から49億円減少するとともに、定額運用基金の土地開発基金を含む全基金残高が令和元年度末520億円と前年度末から23億円増加するなど、本市の財政状況は引き続き良好な水準を維持している。

(2) 今後の見通し

このような財政状況を背景に、令和元年度末の財政調整基金の残高として132億円を確保していたことから、令和2年度に入り現在までの間、新型コロナウイルス感染症への対策として、この財政調整基金から43億円を取り崩すことにより、本市独自の緊急支援策第5弾までも含め、8月定例会議会の一般会計補正予算第6号までを編成することができた。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置として、入国・渡航制限、休業要請や外出自粛などが実施されたことにより、人の移動が制限され、人が集まる機会が奪われた結果、輸出入の急減やインバウンド需要の消失、飲食・観光の深刻な落ち込みなど、国内経済はリーマンショック時を上回る景気後退に陥っている。

この景気後退によって、本市でも、今後数年間は、個人市民税と法人市民税を中心に市税収入が減少すると見込まれるほか、歳出でも、三密を避ける感染症対策などに要する経費の増とともに、使用料収入の減による公共施設等の収支悪化などの影響が生じている。

他にも、本市では、高齢化に伴う社会保障関連経費や老朽化に伴うアセットマネジメント経費が年々増加していく見通しであることに加え、小中学校の改築や大規模改修、中学校給食センター及び受入校整備、新図書館を含む中心市街地拠点施設整備、近鉄四日市駅等周辺整備などの大規模投資事業が多数控えている。

したがって、今後の財政運営にあたっては、市税収入の減収や新型コロナウイルス感染症への独自対応について、国の交付金の活用や経常経費の節減に努めてもなお財

源が不足する場合に財政調整基金を活用し、また、将来に予定する本市の重点的な大規模投資事業を計画的に実施するためには、都市基盤・公共施設等整備基金を活用するほか、さらに中長期的な視点から、小中学校をはじめとする公共施設等の更新が集中する時期に備えるため、引き続きアセットマネジメント基金に可能な範囲で積立を行うなど、各種の基金を設置目的に応じて有効活用することにより、将来にわたり持続可能かつ健全な財政運営に努めていく。

3. 予算編成方針

令和3年度当初予算の編成においては、全ての歳入・歳出を見込んだ年間の総合的な通常予算とし、各事業1件ごとの予算調整を行うこととする。

予算要求にあたり、各所属における経常的な一般事務経費については、特殊要因による増減を除き、原則として前年度の当初予算額から△3%のシーリング（概算要求基準）を順守する一方で、新型コロナウイルス感染症への対応やその影響を受けた地域経済・市民生活の支援などの緊要な経費については別枠で所要の要求を行うことができるものとする。

各部局においては、新規又は拡充事業の予算要求を行う場合、総合計画の施策体系での位置づけ、目標を達成するための手順等を示すことに加え、思い切ったスクラップ&ビルドやリニューアル、既存事業との予算組替、年度間の平準化などの工夫を行い、単純な増額要求を避けるよう努められたい。

特に、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に急きょ中止・縮小した会議、出張、印刷物の配布などについては、漫然と再開させることなく、今回をきっかけに廃止や縮小、デジタル化・オンライン化等による経費節減についても具体的に検討されたい。

また、議会からの次年度当初予算編成に向けた提言や監査の指摘・意見等については、決算の評価検証から予算への反映というサイクルが機能するよう、各部局において関係部局とも協議し、本市の対応方針等を定めた上で、当初予算へ速やかに反映させるべきものについて予算要求を行うこととする。

歳入については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている令和2年度の直近実績を参考にした上で、歳入欠かんを避けるため、できる限り確実と見込まれる額を要求するとともに、新規財源の開拓も含め、国・県補助金や各種団体の補助制度等の積極的な活用を検討されたい。

なお、本市が直面する様々な懸案・課題を解決していくためには、個々の職員の知識や能力の向上とともに、本市の置かれた状況の分析や他自治体における先行事例の把握等が極めて重要であることから、感染症対策の徹底を前提に、職員の能力開発につながる研修や先進地視察、調査研究等に要する経費について、具体的な懸案・課題の解決につながると認められる場合は所要の予算を措置する。

以上の基本的な方針を踏まえ、各部局においては、次に掲げる事項に特に留意し、予算を要求すること。

(1) 推進計画

総合計画（2020～2029）の推進計画事業については、毎年ローリング方式によって令和3年度から令和5年度までの3年間を対象とした令和3年度推進計画を示すこととしていることから、令和5年度の計画額を追加するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響等による事業進捗・事業内容の見直しを受けたローリングを行った上で、令和3年度推進計画事業に対して重点的・集中的に予算を配分する。

(2) 行政改革プラン

行政改革プラン2020の改革事項については、4つの改革の柱を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響による取り組み内容の変更やスケジュールの見直しのほか、新たな改革事項の提案についてもローリングを行った上で、所要の経費に対して重点的・集中的に予算を配分する。

なお、スマート自治体の実現や各所属の事務改善・働き方改革の一環として、デジタル化・オンライン化等による書面・押印・対面主義の脱却や行政事務の効率化などを目指す場合は、新たな改革事項としての提案を積極的に検討してもらいたい。

(3) 新型コロナウイルス感染症への対応やその影響を受けた地域経済・市民生活の支援などの緊要な経費

(7) 感染拡大の防止、感染症対策の徹底

(イ) 事業継続や雇用維持等の支援

(ウ) 新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化、新たな日常の定着・加速に向けた社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）実装の加速

新型コロナウイルス感染症に関連し、国の令和2年度補正予算や予備費、令和3年度当初予算など、国費による財政措置に伴って本市負担が生じる場合は、国の動向等を注視しながら関係部局と協議の上で、所要の予算措置を行う。

一方、本市における地域の実情に合った形で、国制度への上乗せ・横出し、三重県や他市町村との均衡、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象となる地域未来構想20に沿った本市独自の取り組みなど、新型コロナウイルス感染症への対応として、推進計画事業とは別に本市独自の対応を行う場合は、政策会議等における議論を踏まえ、所要の予算措置を行う。